

## 1 株主総会資料の電子提供制度

### (1) 概 要

#### [6] 電子提供制度の概要・趣旨

Q

今回の改正では、株主総会資料の電子提供制度が導入されたとのことですが、その内容について教えてください。

A

電子提供制度は、取締役が、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに継続して掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知した場合には、株主に対し株主総会資料を適法に提供したものとする制度です。導入には定款変更が必要となりますが、株主の個別承諾は必要ありません。他方で、株主には書面交付請求権が認められており、一定の例外事由に当たる場合を除き、会社は、書面交付請求をした株主に、電子提供措置事項を記載した書面を交付することになります。

この制度は、インターネットを利用する方法による株主総会資料の提供を促進するために設けられたものです。

### 解 説

#### 1 電子提供制度の内容

電子提供制度の内容は、大要、次のとおりです。詳細な説明は、Q7～Q19をご参照ください。

##### (1) 基本的な仕組み

改正会社法では、これまで取締役が一定の場合に株主総会の招集通知に際して提供しなければならないとされてきた株主総会参考書類や

計算書類等の資料（以下「株主総会資料」といいます。）に記載すべき事項について、定款に定めを置き、かつ、電磁的方法による情報の提供（ウェブサイトを通じた提供。以下「電子提供措置」といいます。）を行った場合には、取締役が、株主に対して株主総会資料を適法に提供したものとする電子提供制度が導入されることになりました（以上につき、法325の2・325の4③など）。

電子提供制度の基本的な仕組みとしては、①取締役が、株主総会資料に記載すべき事項をウェブサイトに掲載し、②株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を記載した招集通知を発送し、③株主が、当該ウェブサイトにアクセスして株主総会資料を確認することになります（以上につき、法325の3①・325の4②③）（Q9参照）。

### （2）継続提供義務と中断

電子提供制度を採用する会社においては、株主総会資料に記載すべき事項に係る情報について、株主総会の日の3週間前の日又は招集通知発送日のいずれか早い日（以下「電子提供措置開始日」といいます。）から株主総会の日後3か月を経過する日までの間（電子提供措置期間）、継続して電子提供措置をとる必要があります（法325の3①）。サーバーの障害等により、電子提供措置が中断する場合であっても、電子公告同様、一定の要件を満たす中断については、電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとされています（法325の6）（Q18参照）。

### （3）例 外

#### ア 書面交付請求権

インターネットに不慣れな株主が情報の適時の提供を受ける機会を失うといった弊害（いわゆるデジタル・ディバイド）に対応するため、改正会社法では、電子提供制度を採用する会社の株主が、ウェブサイトを通じて会社が提供することとなる法定の情報（電子提供措置事項）を書面でも受領できるよう、株主に書面交付請求権が認められること

になりました（法325の5①）。ただし、累積する書面交付請求株主についての会社側の負担を軽減するため、一定の要件の下、会社側から通知・催告し、かかる通知・催告に対する異議が株主から出なかった場合には、株主のなした書面交付請求の効力が失われる旨の制度も併せて設けられ（法325の5④⑤）、会社側に書面交付を打ち切る機会も与えられることになりました（Q14・Q17参照）。

なお、具体的な法務省令の内容を確認する必要がありますが、従前、みなし提供制度の対象になっていた事項は、電子提供制度の下でも、書面交付請求の対象から除外されることが想定されています（法325の5③）。なお、部会資料25第1部第1の4③（補足説明）参照）（Q7・Q16参照）。

#### イ EDINET開示

金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負う株式会社において、電子提供措置開始日までに、有価証券報告書に株主総会資料の内容に係る事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除きます。）を記載し、かつ、EDINETを通じて開示した場合には、かかる事項については、電子提供措置をとることを要しないものとされました（法325の3③）（Q11参照）。

#### （4）定款・登記

電子提供制度を採用するためには、「電子提供措置をとる」旨を定款に定め（法325の2後段）、その旨を登記することが必要となります（法911③十二の二）。加えて、振替株式を発行する会社は、この定款の定めを置くことが義務付けられ（振替159の2①）、改正法施行日において振替株式を発行している会社は、みなし定款変更により、電子提供措置制度の導入が強制され（整備法10②）、一定の期間内に登記を行う必要があります（整備法10④～⑥）（Q7・Q8参照）。

## 2 電子提供制度が設けられた趣旨・経緯

平成13年の商法改正以降、株主総会招集通知及び議決権行使の電子化（法299③）、みなし提供制度・ウェブ修正（規則65③・94①・133③⑥、計算規則133④⑦・134④⑦）などの株主総会制度の電子化のための法整備が進められていましたが、電子提供制度に類似する株主総会招集通知の電子化については、株主のあらかじめの個別承諾と株主への電子メール等による個別送付が必要であり、かつ、一旦承諾した株主であってもその後に株主総会参考書類の書面交付を請求することができる（法299③・301②ただし書・302②ただし書、会社法施行令2二）などの問題点があったため、実務における導入実績は低調な状況にありました。また、みなし提供制度を利用したウェブサイトでの開示については、実務における導入実績は増加傾向にありましたが、対象範囲が一部の情報に限られており、インターネットを活用した電子化された株主総会を促進していくには制度上の限界がありました。

他方、企業の「稼ぐ力」を強化する観点から、政府においても、コーポレート・ガバナンスを強化し、企業と投資家の間の建設的な対話の促進をするため、その方策の一つとして株主総会電子化プロセスを進めることが必要であることが指摘されるようになりました（『「日本再興戦略』改訂2015』及び『日本再興戦略2016』）。そこで、法制審議会において、改正前会社法下において導入実績が低調であった個別承諾を要する株主総会招集通知の電子化等の問題点を踏まえた議論がなされた結果、①株主の個別承諾なく、定款変更のみで、電子提供制度を導入することができること、②上場会社を含む振替株式発行会社については、みなし定款変更決議により、電子提供制度の強制導入を行うものと整理されました。かかる整理に従い法改正が行われたのが、今回の電子提供制度導入の経緯です。

この制度により、インターネットの利用による株主総会資料の提供が促進され、株主総会資料の印刷や郵送のために生ずる費用が削減されることや、従前よりも充実した内容の株主総会資料が早期に株主へ提供されるようになることが期待されます。

(河野 匠範)

## 1 取締役等への適切なインセンティブの付与のための改正

### (1) 概 要

[26] 取締役等への適切なインセンティブの付与のための改正の概要

Q

今回の改正では、取締役等への適切なインセンティブの付与のため、取締役の報酬等に関して改正が行われたとのことです。その概要を教えてください。

A

改正会社法では、取締役等への適切なインセンティブの付与として、取締役の報酬等の決定方針に関する規律、株式報酬等に関する規律、会社補償（補償契約）に関する規律、及び役員等賠償責任保険契約（D & O保険契約）に関する規律が整備されました。

また、法務省令において、報酬等に関する情報開示の充実が図られる予定です。

### 解 説

#### 1 取締役の報酬等に関する規律の改善

会社法上、指名委員会等設置会社以外の会社における取締役の報酬等は、定款又は株主総会の決議によって定めることとされています（法361①）。この規定はいわゆるお手盛りを防止する趣旨であると理解されていますが、近年、取締役の報酬等を取締役に対して適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として捉え、会社法上の規律としても、取締役の報酬等がそのような手段として適切に機能

するものとなるような見直しをすべきとの指摘がありました。このような指摘を踏まえ、改正会社法においては、以下のような取締役の報酬等に関する規律の見直しがなされました。

#### (1) 報酬等の決定方針

取締役の報酬等を取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための手段として考える場合には、取締役に対し、どのような内容の報酬等を支払い、どのようなインセンティブを付与するかといった方針が重要なものとなると考えられます。そこで、改正会社法では、監査役会設置会社のうち公開かつ大会社であり、株式について有価証券報告書を提出しなければならない会社、及び監査等委員会設置会社の取締役会は、定款又は株主総会の決議による取締役の報酬等についての定めに基づき取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針として法務省令で定める事項を、決定しなければならないこととしました(法361⑦)。ただし、監査等委員である取締役は除外されます。

#### (2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

改正前会社法361条1項3号は、金銭でない報酬等について、「その具体的な内容」を定款又は株主総会で定めると規定しているものの、財産上の利益をどこまで特定しなければならないかが必ずしも明らかではありませんでした。他方、募集株式又は募集新株予約権による報酬等(以下「エクイティ報酬」といいます。)については、既存の株主に持株比率の低下が生じるだけではなく、希釈化による経済的損失が生じる可能性もあることから、「その具体的な内容」を明確化することが望ましいとの指摘がありました。そこで、改正会社法は、エクイティ報酬について、定款又は株主総会の決議で定めるべき事項として数の上限その他法務省令で定める事項を明記することとしました(法361①三・四)。

#### (3) 株式報酬等

改正会社法は、前記(2)のエクイティ報酬に関し、実務上の要望を踏

まえ、上場会社については、取締役の報酬等として募集株式や募集新株予約権を交付する場合に、募集株式の発行又は自己株式の処分及び募集新株予約権の発行手続の特則を設け、払込みを要しない募集株式の発行等及び募集新株予約権の行使を認めることとしました（法202の2①・236③）。

#### （4）情報開示の充実

法務省令が改正され、公開会社の会社役員の報酬等に関する事業報告における開示について、その充実が図られる予定です。

### 2 会社補償に関する規律の新設

改正会社法は、一定の場合に、株式会社と役員等の間で、一定の費用等の全部又は一部を当該株式会社が役員等に補償することを約する契約（補償契約）の締結を認めるものとし、会社補償により生ずることが懸念される弊害（利益相反取引）に対処するとともに、会社補償をすることができる範囲や補償をするための手続等を明確にして、会社補償が適切になされるようにしました（法430の2）。

### 3 役員等賠償責任保険契約（D & O保険契約）に関する規律の新設

改正会社法は、株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（D & O保険契約）について、規定を設けて当該契約の締結により生ずることが懸念される弊害（利益相反取引）に対処するとともに、株式会社が当該契約を締結するための手続等を明確にしてD & O保険契約が適切に運用されるように必要な規律を整備しました（法430の3）。

（東 志穂）

## (2) 社外取締役を置くことの義務付け

### [46] 社外取締役を置くことの義務付け

Q

今回の改正では、一定の会社では社外取締役を置くことが義務付けられたとのことです。その内容について教えてください。また、社外取締役を置くことが義務付けられたことによって、どのような点に注意する必要がありますか。

A

改正会社法では、公開・大会社である監査役会設置会社であって、株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社は、社外取締役を置かなければならないものとされました。実務上の注意点は、複数の社外取締役を選任しない場合には、あらかじめ補欠社外取締役を選任しておくのが望ましいこと、社外取締役が欠けた場合には遅滞なく社外取締役を選任すべきことです。

#### 解説

##### 1 社外取締役を置くことの義務付け

平成26年改正では見送られましたが、今回の改正では、公開・大会社である監査役会設置会社であって、金融商品取引法24条1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社に社外取締役を置くことが義務付けられることになりました（法327の2）。

##### 2 平成26年改正時からの状況の変化

社外取締役は、少数株主を含む全ての株主の共同利益に配慮し、業務執行者から独立した客観的立場で経営全般を監督する機能、また株式会社と経営者・支配株主との間の利益が相反する場合における監督機能等が期待されています。

平成26年改正時、コーポレート・ガバナンス強化のため、社外取締役のかかる機能を活用すべきである等の観点から、社外取締役を置くことを義務付けるか否かについて検討されましたが、激しく意見が対立し、義務付けは見送られました。

しかし、義務付けに代わる規律として、公開・大会社である監査役会設置会社であって、株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社が社外取締役を置いていない場合、取締役に、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が課されるとともに（旧法327の2、規則74の2①・124②）、平成26年改正会社法附則25条において、「政府は、この法律の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」とされました。

また、東京証券取引所が実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたコーポレートガバナンス・コード（平成27年6月施行）においては、上場会社は、独立社外取締役を2名以上選任すべきであるとされました（「コーポレートガバナンス・コード」原則4-8）。

その後の状況を見ますと、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、平成26年においては64.4%であったものの、平成30年においては97.7%まで上昇しました（本設問末尾の表参照）。

### 3 審議の経過及び改正の内容

前記平成26年改正会社法附則25条を踏まえ、法制審議会において社外取締役を置くことの義務付けについて議論が行われましたが、意見は分かれ、その理由も様々でした。中間試案に対するパブリックコメントでも意見が分かれ、経済団体及び一部の大学等から、社外取締役を置くことを義務付けるべきでないという意見が寄せられた一方で、

弁護士会、機関投資家、金融商品取引所その他ガバナンス関係の団体及び一部の大学等から、社外取締役を置くことを義務付けるべきであるという意見が幅広く寄せられ、数の上ではこれを義務付けるべきであるという意見の方がやや多いという結果となりました。

社外取締役を置くことの義務付けに反対するものとして、社外取締役を選任した場合の効果について実証研究等によって明らかでない段階で、義務付けるのは時期尚早である、上場会社における社外取締役の選任状況を踏まえると取締役会の構成についての評価は市場に委ねることで十分である等の意見・指摘もありました。

しかし、上場会社等においては社外取締役による監督が最低限満たされているとのメッセージを発信すべきである、社外取締役の監督を受ける経営者が自律的に社外取締役を置く判断をすることを期待するには限界があり、仮に客観的に社外取締役を置くことが最適である場合であっても、それをしないという判断がされる可能性がある等の意見・指摘があり、最終的に、我が国の資本市場への信頼を確保するために社外取締役を置くことを義務付けるものとされました（以上の中間試案に寄せられた意見の概要及びその後の議論状況につき、部会資料18第2部第2の3、部会資料20第4の3（補足説明）、部会資料24第2の（補足説明）、部会資料25第2部第2の2（補足説明）、部会第12回会議議事録46頁以下、部会第15回会議議事録15頁以下、部会第16回会議議事録38頁以下参照）。

#### 4 社外取締役を置くことを義務付けられる会社の範囲

公開・大手会社である監査役会設置会社であって、金融商品取引法24条1項の規定により、その発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社であり、改正前の「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務を負う会社と同一となっています。

#### 5 注意すべき点

##### (1) 取締役会決議への影響

社外取締役を置くことの義務付けによって、社外取締役に欠員が生

じた場合の取締役会決議の効力は有効となるのか（瑕疵が生じるのではないか）が懸念されます。

この点は結局のところ、解釈論に委ねられますが、法制審議会では次のような指摘・議論がなされました（以下全体につき、部会資料26第2部第2の2（補足説明）、部会資料27第2部第2の2（補足説明）、部会第17回会議議事録20頁以下、部会第18回会議議事録6頁以下参照）。

指名委員会等設置会社における各委員会等の機関については、その構成員のうち一定数が社外役員でなければならないとの規定があります（法400③・331⑥・335③）、これらと異なり、改正会社法では、「社外取締役を置かなければならぬ」という定め方となりました（法327の2）。したがって、取締役会の決議要件との関係では、社外取締役を特別扱いする必要はなく、社外取締役が欠けた場合であっても直ちに有効な取締役会決議をできないわけではないと整理できると考えられます。また、社外取締役が欠けた場合であっても、遅滞なく社外取締役が選任されるときは、その間にされた取締役会の決議は無効にならないと解釈することができると指摘されています。

他方で、社外取締役が欠けている状況が長期間に及ぶ場合等には、取締役会決議の効力に全く影響がないとまでは言いきれず、また過料の制裁が課される懸念もあります。

したがって、実務上の対応としては、まず複数の社外取締役を選任しておけば問題が生じる可能性は低くなります（その全員が同時期に欠員になることは考えにくいため）。それ以外の方法としては、あらかじめ補欠社外取締役を選任しておく（法329③）、社外取締役が欠けた場合には遅滞なく社外取締役を選任するといった対応が考えられます。また、法令・定款所定の員数を欠いた場合には、権利義務取締役（法346①）、一時役員（法346②）の各規定も適用があると考えられます。

## （2）今後の実務への影響

本設問末尾の表のとおり上場会社のはほとんどは既に社外取締役を選

任しており、かつ複数の社外取締役を選任している会社も多いことから、対応を迫られる会社はさほど多くないものと思われます。

今後は、社外取締役の人数をそろえるだけでなく、より一層の適任者を選任し、社外取締役による監督機能を更に実質化、深化させていくことが期待されているといえます。

## 6 経過措置

改正会社法の施行の際現に監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限ります。）であってその発行する株式について有価証券報告書提出義務を負う株式会社については、改正会社法327条の2の規定は、改正会社法の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用されません。この場合において、改正前会社法327条の2に規定する場合における理由の開示については、改正前会社法の規律が適用されます（改正法附則5）。

【表 全上場会社における社外取締役の選任状況】

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
社外取締役が 1人以上	64.4%	87.3%	95.8%	96.9%	97.7%	98.4%
社外取締役が 2人以上	27.1%	46.0%	69.4%	76.0%	79.9%	82.8%

（出典：東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び「社外取締役を置くことが相当でない理由」の傾向について（2018年8月1日）」及び「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況（2019年8月1日）」を参考に作成）

（小松 徹也）